

動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の概要

改正の背景

- 平成 24 年の動物愛護管理法改正の際に、法施行後 5 年を経過した場合の見直し条項を規定
特に以下については必要な検討を行うことを規定

①幼齢の犬猫の販売等の制限（販売日齢の規制） ②マイクロチップの装着の義務づけ



動物取扱業のさらなる適正化 動物の不適切な取扱いへの対応の強化

令和 2 年 6 月 1 日施行

主な改正内容

1. 動物の所有者等が遵守すべき責務規定を明確化

2. 第一種動物取扱業による適正飼養等の促進等

- ①登録拒否自由の追加
- ②環境省令で定める遵守基準を具体的に明示
遵守基準：飼養施設の構造・規模、環境の管理、繁殖の方法等
- ③犬・猫の販売場所を事業所に限定
- ④出生後 56 日（8 週）を経過しない犬又は猫の販売等を制限

3. 動物の適正飼養のための規制の強化

- ①適正飼養が困難な場合の繁殖防止の義務化
- ②都道府県知事による指導、助言、報告徴収、立入検査等を規定
- ③特定動物（危険動物）に関する規制の強化
愛玩目的での飼養等を禁止・特定動物の交雑種を規制対象に追加
- ④動物虐待に対する罰則の引き上げ
殺傷：懲役 5 年、罰金 500 万円 ← 懲役 2 年、罰金 200 万円
虐待・遺棄：懲役 1 年、罰金 100 万円 ← 罰金 100 万円

4. 都道府県等の措置の拡充

- ①動物愛護管理センターの業務を規定
- ②動物愛護管理担当職員の拡充
- ③所有者不明の犬猫の引取りを拒否できる場合を規定

5. マイクロチップの装着等

- ①犬猫の繁殖業者等にマイクロチップの装着・登録を義務付ける
(義務対象者以外には努力義務を課す)
- ②登録を受けた犬猫を所有した者に変更届出を義務付ける

6. その他

- ①殺処分の方法に係る国際的動向の考慮
- ②獣医師による虐待の通報の義務化
- ③関係機関の連携の強化
- ④地方公共団体に対する財政措置
- ⑤施行後 5 年をめどに必要な措置を講ずる検討条項

公布から 2 年以内

公布から 3 年以内